○厚生労働省令第二十号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月三十一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護福祉士試験の受験資格）	（介護福祉士試験の受験資格）
第二十一条　法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。	**第二十一条**　法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　三年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの	三　三年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
イ　法附則第十一条第二項に規定する喀痰（かくたん）吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）の課程	イ　法附則第四条第二項に規定する喀痰（かくたん）吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）の課程
ロ～ト　（略）	ロ～ト　（略）
附　則	**附　則**
（権限の委任）	（権限の委任）
第二条　法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する高等学校又は中等教育学校に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。	**第二条**　法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する高等学校又は中等教育学校に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。
一　法附則第九条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する権限	一　法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する権限
二　令附則第二条において準用する令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限	二　令附則第二項において準用する令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限
三　令附則第二条において準用する令第六条及び第七条に規定する権限	三　令附則第二項において準用する令第六条及び第七条に規定する権限
（法附則第三条第一号の厚生労働省令で定める者）	（新設）
第三条の二　法附則第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により准介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）
（准介護福祉士の登録事項）	（新設）
第三条の三　法附則第四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	（新設）
一　登録番号及び登録年月日	（新設）
二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）	（新設）
（準用）	（新設）
第三条の四　第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「准介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第二」とあるのは「様式第七」と、「第十三条第一項」とあるのは「附則第三条の四において準用する第十三条第一項」と、「を添えて」とあるのは「及び法	（新設）